



特集

3 18歳からのお金の自立を考える

—多様なキャッシュレス決済の登場とこれからの家計管理—

あんびる えつこ Ambiru Etsuko 文部科学省消費者教育アドバイザー
「子供のお金教育を考える会」代表 (<http://www.kids-money.jp/>)。著書に『アクティブ・ラーニングで楽しく！消費者教育ワークショップ実践集』(大修館書店、2018年)ほか



社会の変化と「家計管理」



成年年齢が18歳に引き下げられた今、社会環境も大きな変革のときを迎えています。その1つが、キャッシュレス化です。2020年のキャッシュレス決済比率は29.7%と、2015年の18.2%から10ポイント以上増加しています*1。一方で、こうしたキャッシュレス化の社会を生きる20歳代の若い人たちが「お金を使っている感じがせず、使い過ぎてしまう」ことを、他世代より懸念していると推察される調査結果もあります*2。デジタルネイティブ世代が抱える、このアンバランスとも思える心緒に、「家計管理」を教える側はどのように応えていけばよいので

しょうか。本稿は、キャッシュレス決済の注意点、変わりゆく社会のなかでの家計管理の方法や教える際の留意点について考えていきます。



キャッシュレス決済の注意点



キャッシュレス決済で特に気をつけたいのは、「後払い」決済(表)と、複数のキャッシュレス決済の利用です。後払いの代表的なものは、クレジットカードで、ショッピング(買い物)で利用した際、通常3回以上の分割払いやリボルビング払い(以下、リボ払い)には金利がかかります。特にリボ払いは、回数が多い分割払いと同程度の金利がかかりますが、毎月の返済額が一定であることから、次々と買い物をしてしまい、返済期間が長

表 主な後払い決済

サービス例	クレジットカード			キャリア決済	立替払い型
支払い方法・しくみ	1回払い/ボーナス払い	分割払い	リボ払い	携帯電話の料金とまとめてキャリアに支払う	コンビニエンスストアなどから後払い決済サービス事業者に入金する
限度額	与信額(収入、支払い実績などをもとに設定)			契約状況・年齢により設定	事業者によって異なる
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> 手数料がかからない 引き落としまでに、1カ月余り(ボーナス払いの場合は最大で約6カ月)の支払猶予期間が得られる 	<ul style="list-style-type: none"> 支払いの終了時期と手数料の総額があらかじめ分かる 1回払いより月の支払額が少なくて済む 	<ul style="list-style-type: none"> 買い物が増えなくても、毎月の支払額がほぼ同じですむ 	<ul style="list-style-type: none"> 未成年でも利用できる* チャージする手間が省ける 	<ul style="list-style-type: none"> 未成年でも利用できる* 支払期日(長くて2カ月以内)までの支払猶予期間が得られる
	ポイントなどの特典を受けられることがある				
主なデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 一度に支払う必要がある 使い過ぎると、口座から引き落としができなくなることもある 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料がかかる(多くは2回払いまでは手数料がかからない) 買い物が増え、月々の返済が高額になる 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料が高い 残高が把握しにくい 買い物をし過ぎると支払期間が延び、その分手数料がかさむ 	<ul style="list-style-type: none"> 支払えない場合、携帯電話の利用停止や解約のペナルティを受けられることも 分割払いができない 	<ul style="list-style-type: none"> 割賦販売法や資金決済法の適用が無いため、過剰与信(支払い能力を超える額を与えられる)のおそれがある 手数料がかかる場合がある

※ 多くの場合、利用規約で法定代理人の同意が必要とされている

(経済産業省による分類をもとに筆者作成)

*1 経済産業省「中間整理を踏まえ、令和3年度検討会で議論いただきたい点」2021年度第1回キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会資料4(2021年8月27日)

*2 消費者庁「キャッシュレス決済に関する意識調査結果」(2021年1月19日)



引き、総返済額が高額になってしまうことがあります。ポイント還元が魅力で契約したらリボ払い専用のカードだったなど、意図しないリボ払いによるトラブルも見受けられます。またキャッシング(現金の借り入れ)の利用は、一般的に最も高い金利が適用されることにも注意が必要です。

また昨今は、クレジットカードだけでなく、さまざまな後払いサービスも登場しています。「キャリア決済」は、デジタルコンテンツや商品等の代金を携帯電話料金と合わせて支払うもので、スマートフォンだけでなく、パソコンからも利用することができます。2014年の消費者庁の調査では、10歳代までの未成年者の2割超がオンラインゲームの課金をキャリア決済で行っていることが分かっています*3。各キャリアが、年齢ごとに利用限度額を設定していますが、満20歳以上になると限度額が大幅に引き上げられ、月10万円程度の利用が可能になります(成年年齢が20歳である2022年1月現在)。

未成年のときから利用しているコード決済などのスマホ決済も、クレジットカードやキャリア決済からチャージするようになると、実質「後払い」になります。コード決済で利用した1カ月分を翌月にまとめて支払える後払いサービスも登場するなど、今後はスマホ決済サービスの後払いへのシフトがさらに進んでいきそうです。

ECサイトなどで、商品等を先に受け取れる「後払い決済サービス」も広まってきています。2月を超えず、ID・カード等を発行しない「立替払い型後払い決済」は、資金決済法・割賦販売法いずれも規制対象となっておりません。また割賦販売法の改正で、包括信用購入あっせんに関して一部独自の与信審査が認められるなどの規制緩和が行われました。今後は、オンラインモールなどが後払いサービスに参入しやすくなります。

こうしたキャッシュレス決済を、複数利用する際にはさらに注意が必要です。プリペイド(前払い)でも、複数利用していると、現時点でい

くら使っているのか、総額が把握しにくくなります。これが「後払い」になると、使ったお金は借金になります。たとえ一つ一つは少額でも、複数の決済サービスを利用することで高額になり、返済できない事態に陥ることも考えられます。キャッシュレス社会においては、「後払い」を含めた支出額全体を把握し、自分の支払い能力の範囲内で利用できるよう、個々人の自覚と家計管理能力が求められます。



社会の変化を踏まえた これからの家計管理



キャッシュレス社会の変化に対応し、自ら家計管理の方法を考え、常にアップデートすることができるよう、学校などで教える際には以下の点に留意する必要があると考えます。

①情報を収集し、データを活用した管理方法を自ら工夫する

収入の範囲内で支出を考えるという家計管理の基本は変わりません。ただ、現金のように目で見て確認できないキャッシュレス決済の「見えないお金」は、利用歴などのデータで見える化し、数字で管理することになります。少なくとも週に1回はアプリなどで利用歴をチェックし、残金だけでなく、お金の使い方や不正利用の有無などを確認する習慣をつけるようにします。

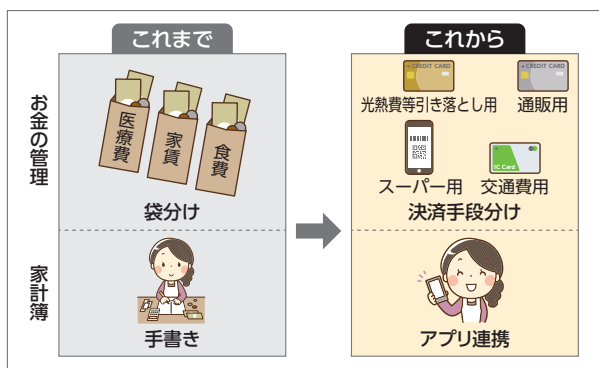
キャッシュレス決済のデータを活用することで、新たな家計管理を考えていくのもよいでしょう。例えば目的別にプリペイドのキャッシュレス決済を振り分け、あらかじめ月の予算分をチャージしておく、袋分けのような感覚で予算別に管理、チェックすることが可能になります(図)。

また、家計簿アプリを利用すれば、電子マネー、クレジットカードなど複数のキャッシュレス決済の利用歴や預金残高などを一括管理できます。自動でそれぞれのキャッシュレス決済の支出額・内容が反映され、費目ごとの集計も可能です。ただ、こうした家計簿アプリは、現

*3 消費者庁「平成25年度消費生活に関する意識調査結果報告書」(2014年10月)



図 家計管理方法の工夫



※筆者作成

時点ではすべてのキャッシュレス決済に対応しているわけではありません。支出額等の反映に時間的なズレが生じる場合もあるため、利用者側が各自工夫して利用することになります。今後、新しいサービスが登場するにしても、自分のライフスタイルに合うか、継続的に情報を収集し、主体的に家計管理の方法を考えていくことが求められるでしょう。

なお、こうしたキャッシュレス関係のデータは、とても重要な個人情報です。自らの個人情報の管理をはじめ、機器やアカウント情報の管理、アプリなどのアップデートやセキュリティー対策にも気をつける必要があります。

②多様な働き方、人生を思い描き計画する

今後、働き方もますます多様化することでしょう。おおよそ同じ額の給与を月に1回もらうのではなく、成果により報酬を受け取る形態や副業、そのつどの契約で報酬を得るなど、必ずしも一定期間・一定額の収入ではなくなります。そこで、家計管理も1カ月などの一定期間における手取り額の範囲内で支出を考えることを基本に、さまざまなケースについて考えられるようにしておく必要があります。例えば、月の手取り額が上下する場合には金額が少ない月の手取り額を目安に支出を考えて余剰のお金は蓄えておくという方法などを提示し、各人が、自分の状況にふさわしい家計管理の方法を創意工夫できるようにするとよいでしょう。

また、資産形成について考える際も、結婚、出産、住宅取得……といったライフプランが、多様

な価値観や生き方に対応しているものではないという視点が大切です。一人一人の人生設計に沿うかたちで目標設定し、計画的に貯蓄していくことを教えたものです。さらに、不確実性が高まっている昨今、いざという時のために月々の生活費の1～2年分程度の貯蓄をする必要もあるでしょう。こうした貯蓄を確保したうえで、誰もが迎える老後のための資金など長期の目標に向けて、当面使う予定の無い「余裕資金」で資産運用することを教えるようにします。

③お金を「主導的」に管理できるように

自己責任という言葉には重い響きがありますが、成人となり、家計管理を自分の責任において行うということは、自分がお金の主導権を握るという意義深いものでもあります。収支の決算をする際には、自身の満足感だけでなく、社会や環境への影響も含めて、使い方の妥当性を検討するとよいでしょう。

自分がよいと思う生活、社会の在り方、地球の未来を実現するために、主導的、主体的にお金を回すのだという消費者市民としての自覚を促し、有用感を育むことも大切です。



「自律」し、「自立」した消費者に



新成人には、欲望に振り回されず「自律」することが求められます。逆に、「自律」した家計管理ができるよう、成人する前に教え導くことは、今の社会を生きる大人側の責務といえます。

一方で「自立」の意味を改めて問う必要もあるでしょう。脳性まひの障がいを持つ東京大学の熊谷晋一郎准教授は、「自立とは依存先を増やすこと」と指摘されています。障がいの有無にかかわらず、人間はすべて互いに支え合う存在です。人生においては、生活困窮や多重債務に陥ったり、トラブルに巻き込まれたりすることもあります。そのようなとき、一人で抱え込まず、相談機関等に相談することも、自立の1つのかたちです。相談することで社会とつながり、ほかの人を救ったり、社会を変えたりすることも、十分伝えておきたいものです。